

協議事項No. 1

守谷市地域福祉推進委員会委員の選出について

守谷市地域福祉推進委員会委員（社会福祉課所管）：1名

内容：守谷市地域福祉計画及び守谷市地域福祉活動計画の進行管理等

任期：令和4年6月1日～令和7年3月31日

令和4年度スケジュール

7月～8月 地域福祉推進委員会

（第2期守谷市地域福祉計画の取組状況（令和3年度）について）

○守谷市地域福祉推進委員会設置要綱（抜粋）

（設置）

第1条 守谷市地域福祉計画（以下「計画」という。）及び守谷市地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）の円滑な推進を図るため、守谷市地域福祉推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 推進委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の進行管理に関する事項
- (2) 計画の策定及び変更に関する事項
- (3) 活動計画の進捗状況の把握に関する事項
- (4) 計画及び活動計画の施策の推進のための支援策の検討
- (5) その他計画及び活動計画の推進のため必要と認められる事項

（組織）

第3条 推進委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (9) 守谷市保健福祉審議会の代表者（該当）